

令和4年(受)第1050号 損害賠償請求事件
令和4年(受)第1411号 国家賠償請求事件
令和5年(受)第1319号 国家賠償請求事件
令和5年(受)第1323号 国家賠償請求事件
令和5年(才)第1341号、同年(受)第1682号 国家賠償請求事件

判決理由骨子

1 正当な理由に基づかずに不妊手術を受けることを強制することは、「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」を保障する憲法13条に反し許されないところ、優生保護法3条1項1号から3号まで、10条及び13条2項の規定^(*)(本件規定)は、その立法目的が正当とはいえないことが明らかであり、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものであるから、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められない。また、特定の障害を有する者等を本件規定による不妊手術の対象者と定めてそれ以外の者と区別することは、合理的な根拠に基づかない差別的取扱いに当たる。したがって、本件規定は、憲法13条及び14条1項に違反するものであった。

2 そして、本件規定の内容は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったというべきであるから、本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受ける。

3 最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2209頁(平成元年判決)は、平成29年法律第44号による改正前の民法(改正前民法)724条後段は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めた規定であり、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えが除斥期間の経過後に提起され

^(*) 3条1項1号、2号及び10条については、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間、3条1項3号については、昭和23年9月11日から平成8年3月31日までの間、13条2項については、昭和27年5月27日から平成8年9月25日までの間において施行されていたもの

た場合には、裁判所は、当事者の主張がなくても、除斥期間の経過により同請求権が消滅したと判断すべきであって、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるという主張は、主張自体失当であると判示している。しかしながら、本件の事実関係の下において、本件各事件の訴えが除斥期間の経過後に提起されたということの一事をもって国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない。そして、このことを踏まえて平成元年判決が示した法理について改めて検討すれば、同条後段は上記請求権の除斥期間を定めた規定であると解されるものの、裁判所が除斥期間の経過により上記請求権が消滅したと判断するには当事者の主張がなければならぬと解すべきであり、上記請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができるのと解するのが相当である。これと異なる趣旨をいう平成元年判決その他の当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。

4 本件各事件の第1審原告らの損害賠償請求権の行使に対して国が除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されない。したがって、上記請求権が除斥期間の経過により消滅したとはいえない。

(補足意見及び意見がある。)